

うら

平成22年7月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第16号不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年5月18日

判 決

宮崎市 [Redacted]

原 告

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

宮 田 尚 典

525-0037

滋賀県草津市西大路町1-1

被 告

株 式 会 社 シ テ ィ ズ

代表者代表取締役

宗 竹 政 美

同訴訟代理人弁護士

蔵 元 淳

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、23万0551円並びに内金22万3763円に対する平成20年6月19日から支払済みまで年6分の割合による金員及び内金22万3763円に対する平成20年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、原告が被告との間で金銭消費貸借に基づく借入及び返済を繰り返してきたところ、弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超えて支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当して引き直し計算をすると、別紙1の過払金計算書のとおり過払金が発生しているとして、22万3763円の過払元金並びにこれに対する年6分の割合による民法

703条の運用益または民法704条の利息、及び原告が被告に過払金の返還を求めた日の翌日である平成20年5月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

#### 1 前提となる事実

以下の事実は、争いのない事実に加え、後掲の証拠により認めることができる。

(1) 被告は、貸金業の登録を受けている貸金業者である。(乙2, 3)

(2) 被告は、原告との間で、平成18年5月1日に次のとおりの金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、原告に対し100万円を貸し付けた。(乙1。乙1の金銭消費貸借契約証書を「本件契約書」という。)

ア 利息 年29.2パーセント（1年を365日として計算）

イ 遅延損害金 年29.2パーセント（1年を365日として計算）

ウ 弁済期 2006年6月から2011年5月まで毎月1日限り

エ 弁済方法 元金1万6000円宛を経過利息とともに被告の本支店に持参又は送金して支払う。

ただし、最終支払元金は5万6000円。

オ 特約 各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したときは、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失い直ちに元利金を一括して支払う。(6項。以下「本件期限の利益喪失特約」という。)

カ 弁済充当 弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する。(8項。以下「本件弁済充当特約」という。)

キ 連帯保証人 ■■■■■ (以下「■■■」という。)

(3) 被告は、本件契約締結の際、原告に対し、「貸付及び保証契約説明書」(乙4。以下「本件説明書」という。)及び償還表(乙5)を交付した。

(原告本人)

(4) 原告は、被告に対し、平成18年5月31日から平成19年12月17日まで、別紙1の過払金計算書の年月日欄記載の日に、返済額欄記載の返済を行った。(以下「本件各弁済」という。)

ただし、平成19年12月14日の3万9923円の返済は、連帯保証人である■■■■が被告に入金したものである(乙24)が、数日後、原告は■■■■に3万9923円を支払った。(甲1)

(5) 被告は、原告(平成19年12月14日については■■■■)から弁済を受ける都度、受取証書を交付した。(乙6ないし25)

## 2 争点

(1) いわゆるみなし弁済の成否について

### 【被告の主張】

ア 被告は、貸金業の登録を受けて貸金業を営む者であり、業として原告と金銭消費貸借契約を締結し、原告及び■■■■は、別紙2の元利金計算書記載のとおり、約定の利息・損害金・元金の一部として任意の弁済をした。被告は、原告に対し平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下、単に「法」という。)17条の法定の契約書面を交付しており、弁済の都度、法18条の法定の受取書面を交付した。

したがって、本件各弁済には法43条1項が適用され、利息制限法の利率年15パーセント、損害金については年21.9パーセントを超える支払についても、有効な利息・損害金の弁済として認められる。

イ 被告においては、閏年であっても適用される利率は年29.2パーセントであり、1年を365日とする特約を適用したうえで、実質年率を表示することは、法17条1項4号に反しない。

ウ 本件契約書及び本件説明書には、それぞれ6項に本件期限の利益喪失

特約の定めがあり、さらに、22項には、利息制限法の定めを抜粋し、制限利率及び制限超過部分が無効であることを明示している。したがって、債務者に対し、支払期日に約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解を与えることはない。

また、被告は、本件契約締結の際、原告に対し、本件契約書及び本件説明書の6項を含め、契約内容の説明を行っている。

本件契約書及び本件説明書の8項の本件弁済充当特約は、みなし弁済成立に際しての充当順序を示したものに過ぎないのであり、同特約に自由な意思による弁済を妨げる効果はない。

#### 【原告の主張】

ア 本件契約書では、利息は年利29.2パーセントとなっており、平年と閏年の区別がなされておらず、法17条1項4号要件を満たしていないから、17条書面の交付がないことになる。

イ 本件契約においては、本件弁済充当特約が定められていることから、債務者が毎月の返済日に約定利息及び約定分割元金の合計額に満たない利息制限法所定の制限利息及び約定分割元金の合計額を弁済したとしても、元金全部の支払に満たなくなることは明らかであり、本件期限の利益喪失特約により期限の利益を失うのではないかという疑義を生じ、結局、本件期限の利益喪失特約及び本件弁済充当特約の規定では、債務者に対し、毎月の返済日に約定分割元金とともに制限超過利息部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失することになるとの誤解を与えており、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制しているものである。被告が原告に対し、具体的に、制限利息及び約定分割元金の合計額を上回っていれば、期限の利益を喪失することはない旨の説明をしていれば、誤解を防ぐことができるが、被告からそのような説明はなかった。

## (2) 期限の利益喪失について

### 【被告の主張】

本件契約には本件期限の利益喪失特約があるところ、原告は、7回目の支払期日である平成18年12月1日に一切の支払を怠ったのであるから、同日の経過をもって期限の利益を喪失した。

期限の利益喪失特約は、残債務を一括請求できる権利を債権者に付与するものにすぎず、残債務の一括請求をするか否かは債権者の自由な判断に委ねられている。したがって、期限の利益喪失後に一部弁済があった場合、債権者がこれを受領することは、何ら問題はない。

被告は、期限の利益喪失日以降に弁済を受けた際には、「利息」ではなく、常に「損害金」として充当する旨を記載した領収書を交付し、支払の都度、弁済者に対してすでに期限の利益を喪失していることを表明していた。

また、原告は、平成18年12月1日の経過により期限の利益を喪失した後も、支払の遅れを繰り返しており、本件各弁済の態様は、原告が期限の利益を喪失していないものと誤信して各弁済をしたことを窺わせるものではない。

したがって、本件訴訟において、被告が期限の利益喪失を主張することが信義に反するとはいえない。

### 【原告の主張】

本件契約は、利息と遅延損害金の利率がいずれも年29.2パーセントであり、このような約定の下では、借主が期限の利益を喪失しても、期限の利益喪失前と支払金額に差異がなく、借主としては、被告の対応によっては、期限の利益を喪失したことを認識しないまま支払を継続する可能性が多分にあるというべきである。

本件において被告は、原告が7回目の支払期日（平成18年12月分）

における支払を遅滞したことによって期限の利益を喪失した後も、完済に至るまで、残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求めることなく、原告から弁済金を受領してきただけでなく、感謝の意を表明していたことから、原告は、遅れた分の利息を支払えば期限の利益を喪失することはないものと信じていたということができ、被告はそのような原告の誤解を解くことをしていなかった。被告が原告に支払を迫ったのは平成19年8月であり、それまでの間は追加の利息を支払えばよいかのごとき対応をしてきた。

したがって、本件において被告が期限の利益喪失を主張することは、信義に反するものである。

### (3) 被告が悪意の受益者であるか否かについて

#### 【原告の主張】

平成18年1月14日以後の期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として当該貸金業者を悪意の受益者であると推定でき、当該貸金業者は少なくとも支払の任意性、その他の法43条1項の適用要件に関する特段の事情を証明しなければ、悪意の受益者となる。

被告は、上記2(1)の【原告の主張】のアの不備を認識し、イの誤解を防ぐための具体的説明のないことを認識しているのであり、悪意の受益者である。

#### 【被告の主張】

被告は契約当時に登録貸金業者であり、法43条の適用に向けてその手続を実践していた。したがって、被告は本件においても本件各弁済につき法43条のみなし弁済の適用があると認識していたものであり、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ない特段の事情があるといえるから、被告は悪意の受益者ではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (みなし弁済の成否) について

(1) 本件期限の利益喪失特約は、本件契約書及び本件説明書の各6項に、各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したときは、催告の手續きを要せずして債務者は期限の利益を失い直ちに元利金を一括して支払う旨が明記されている。また、本件契約書及び本件説明書の22項には、利息制限法の定められた利率が記載され、制限利率及びこれを超過する利息の定めは無効であることが明記されている。したがって、原告としては、これによって約定分割元金（最終回を除き、毎月1万6000円）及び利息制限法所定の制限利息を支払っていれば期限の利益を喪失することはないことを理解することができる。

原告は、本件説明書を内容の説明を受けた上で受領しましたとして署名している（乙4）。

本件契約には、本件弁済充当特約が存在するが、これは弁済がなされた後の充当の順序を定めたものに過ぎず、期限の利益喪失とは別次元の問題であるから、本件弁済充当特約の存在によって制限超過部分の利息の支払いが強制されるものではない。

したがって、本件において、原告が約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解を生じさせていたと認めることはできない。

また、原告は、弁済の都度、被告から弁済金をどのように充当したのかを示す領収書を受け取っていたところ、これに異議を申し立てたことはない（原告本人）。

以上により、本件において、原告が事実上の強制を受けて制限超過部分を支払ったということとはできず、本件各弁済には任意性を認めることができる。

(2) 原告は、本件契約書では、利息が年利29.2パーセントとなっており、平年と閏年の区別がなされていないため、法17条1項4号要件を満たして

いない旨主張するが、被告においては閏年においても年利29.2パーセントであることからすれば、法17条1項4号の要件を満たしていないとまでいうことはできない。

- (3) 前記前提となる事実を上記検討結果を加味すると、本件各弁済には、法43条1項のみなし弁済の適用が認められる。

したがって、本件において過払金は発生しておらず、その余の点につき検討するまでもなく、原告の請求はいずれも棄却を免れない。

よって、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第1部

裁 判 官      牧                      真      千      子

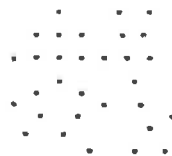




過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法			引直計算			過払い利息計算			残元金 (-)は過払い残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算			初日利息不算入 閏年計算			初日利息算入 (閏年)				
				利息計算期間	期間	閏年に該当する日数	利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	利率6%, 円未満四捨五入	利息		利息累計
自	～	至												
1	H18.5.1	1,000,000											1,000,000	
2	H18.5.31		40,000	H18.5.1	～	H18.5.30	30	30	15.00%	12,328		27,672	972,328	
3	H18.7.3		41,977	H18.5.31	～	H18.7.2	33	33	15.00%	13,186		28,791	943,537	
4	H18.8.1		38,457	H18.7.3	～	H18.7.31	29	29	15.00%	11,244		27,213	916,324	
5	H18.8.31		38,848	H18.8.1	～	H18.8.30	30	30	15.00%	11,297		27,551	888,773	
6	H18.9.29		37,715	H18.8.31	～	H18.9.28	29	29	15.00%	10,592		27,123	861,650	
7	H18.10.31		39,552	H18.9.29	～	H18.10.30	32	32	15.00%	11,331		28,221	833,429	
8	H18.12.4		40,588	H18.10.31	～	H18.12.3	34	34	15.00%	11,645		28,943	804,486	
9	H19.1.9		41,574	H18.12.4	～	H19.1.8	36	36	15.00%	11,901		29,673	774,813	
10	H19.2.2		32,742	H19.1.9	～	H19.2.1	24	24	15.00%	7,641		25,101	749,712	
11	H19.3.1		34,489	H19.2.2	～	H19.2.28	27	27	15.00%	8,318		26,171	723,541	
12	H19.4.2		37,504	H19.3.1	～	H19.4.1	32	32	15.00%	9,515		27,989	695,552	
13	H19.5.1		35,116	H19.4.2	～	H19.4.30	29	29	15.00%	8,289		26,827	668,725	
14	H19.6.6		39,270	H19.5.1	～	H19.6.5	36	36	15.00%	9,893		29,377	639,348	
15	H19.7.2		32,473	H19.6.6	～	H19.7.1	26	26	15.00%	6,831		25,642	613,706	
16	H19.8.14		42,694	H19.7.2	～	H19.8.13	43	43	15.00%	10,844		31,850	581,856	
17	H19.9.5		29,376	H19.8.14	～	H19.9.4	22	22	15.00%	5,260		24,116	557,740	
18	H19.10.5		33,856	H19.9.5	～	H19.10.4	30	30	15.00%	6,876		26,980	530,760	
19	H19.11.5		34,054	H19.10.5	～	H19.11.4	31	31	15.00%	6,761		27,293	503,467	
20	H19.12.14		39,923	H19.11.5	～	H19.12.13	39	39	15.00%	8,069		31,854	471,613	
21	H19.12.17		695,957	H19.12.14	～	H19.12.16	3	3	15.00%	581		695,376	-223,763	
22	H20.6.18			H19.12.17	～	H20.6.17	184	169	15				-6,788	-223,763
										-6,788	-6,788	-223,763	過払発生当日算入	
										元利合計＝		-230,551		

-6-



## 元 利 金 計 算 書

貸付日 平成18年5月1日 貸付金 100 万円  
 利息 年率 29.2% 損害金 年率 29.2%  
 期限の利益喪失日 平成18年12月1日 徒過による。(1年を365日として計算している。)

NO.1

入金日	入金額	期 間	計 算 根 拠	利息 損害金	利息・損害金 不 足 額	元 本 充 当 額	残元本
H18.5.31	40,000	5/1 ~ 5/30	$1,000,000 \times 0.292 \times 30 / 365 = 24,000$	24,000	0	16,000	984,000
H18.7.3	41,977	5/31 ~ 7/2	$984,000 \times 0.292 \times 33 / 365 = 25,977$	25,977	0	16,000	968,000
H18.8.1	38,457	7/3 ~ 7/31	$968,000 \times 0.292 \times 29 / 365 = 22,457$	22,457	0	16,000	952,000
H18.8.31	38,848	8/1 ~ 8/30	$952,000 \times 0.292 \times 30 / 365 = 22,848$	22,848	0	16,000	936,000
H18.9.29	37,715	8/31 ~ 9/28	$936,000 \times 0.292 \times 29 / 365 = 21,715$	21,715	0	16,000	920,000
H18.10.31	39,552	9/29 ~ 10/30	$920,000 \times 0.292 \times 32 / 365 = 23,552$	23,552	0	16,000	904,000
H18.12.4	40,588	10/31 ~ 12/1	$904,000 \times 0.292 \times 32 / 365 = 23,142$	24,588	0	16,000	888,000
		12/2 ~ 12/3	$904,000 \times 0.292 \times 2 / 365 = 1,446$	-			
H19.1.9	41,574	12/4 ~ 1/8	$888,000 \times 0.292 \times 36 / 365 = 25,574$	25,574	0	16,000	872,000
H19.2.2	32,742	1/9 ~ 2/1	$872,000 \times 0.292 \times 24 / 365 = 16,742$	16,742	0	16,000	856,000
H19.3.1	34,489	2/2 ~ 2/28	$856,000 \times 0.292 \times 27 / 365 = 18,489$	18,489	0	16,000	840,000
H19.4.2	37,504	3/1 ~ 4/1	$840,000 \times 0.292 \times 32 / 365 = 21,504$	21,504	0	16,000	824,000
H19.5.1	35,116	4/2 ~ 4/30	$824,000 \times 0.292 \times 29 / 365 = 19,116$	19,116	0	16,000	808,000
H19.6.6	39,270	5/1 ~ 6/5	$808,000 \times 0.292 \times 36 / 365 = 23,270$	23,270	0	16,000	792,000
H19.7.2	32,473	6/6 ~ 7/1	$792,000 \times 0.292 \times 26 / 365 = 16,473$	16,473	0	16,000	776,000
H19.8.14	42,694	7/2 ~ 8/13	$776,000 \times 0.292 \times 43 / 365 = 26,694$	26,694	0	16,000	760,000
H19.9.5	29,376	8/14 ~ 9/4	$760,000 \times 0.292 \times 22 / 365 = 13,376$	13,376	0	16,000	744,000
H19.10.5	33,856	9/5 ~ 10/4	$744,000 \times 0.292 \times 30 / 365 = 17,856$	17,856	0	16,000	728,000
H19.11.5	34,054	10/5 ~ 11/4	$728,000 \times 0.292 \times 31 / 365 = 18,054$	18,054	0	16,000	712,000
H19.12.14	39,923	11/5 ~ 12/13	$712,000 \times 0.292 \times 39 / 365 = 22,214$	22,214	0	17,709	694,291
H19.12.17	695,957	12/14 ~ 12/16	$694,291 \times 0.292 \times 3 / 365 = 1,666$	1,666	0	694,291	0

これは正本である。

平成 22 年 7 月 7 日

宮崎地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 阿部優子

